

ボランティア等による除雪体制について

令和4年12月23日
市長定例記者会見資料

市では、除雪対策の一環として、自力では除雪が困難な高齢者や障がいのある方等の玄関先の除雪を行う体制を、市社会福祉協議会と連携して整えております。

【対象】 自力では除雪が困難な高齢者や障がいのある方等の世帯
(玄関先から近接道路まで)

【実施主体】 地域ぐるみ除雪ボランティア、スノーバスターズ等

【連絡先】 会津若松市社会福祉協議会
受付時間 8:30～17:15
電話 28-4030

※このほか、年末年始(12/29～1/3)の休み期間中も、市役所各課の職員が雪害緊急対策として出動できる体制をあらかじめ整えています。